

定 款

2021年 6 月24日改正

コマニ株式会社

コマニー株式会社 定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、コマニー株式会社と称し、英文ではCOMANY INC. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 下記製品の製造、加工、販売、リースレンタル及び保守
 - (1) パーティション（間仕切り）及びその他建具
 - (2) 建物の内装・外装品及びその他建築資材
 - (3) オフィス（事業所）、店舗、クリーンルーム、電磁波遮蔽室（シールドルーム）、防振・防音・放射線防禦施設、その他施設の装備品、装飾品及び什器器具
 - (4) 空調機器、照明機器、電気通信機器及び事務用機器
 - (5) 電子錠その他セキュリティ機器
2. 前号各製品の開発・設計、組立・取付工事の施工
3. 前各号に関連する建築工事、内装仕上工事、建具工事、電気工事、電気通信工事、管工事の請負及び工事監理
4. オフィスの開設、移転及びリニューアルのコンサルタント業
5. 貨物利用運送事業及び倉庫業
6. 不動産の取得、所有、管理、賃貸借及び処分
7. コンピューターによる情報処理システム及び関連機器の開発・設計、製作、販売、リースレンタル及びシステムエンジニアリング
8. デジタルコンテンツ（電子的な情報内容）及び広告、宣伝の企画、制作、販売
9. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
10. 発電事業及び電気の供給・売買
11. 前各号に関する輸出入
12. 貿易業務、海外事業、経営のコンサルタント業
13. 建物、構築物、車両、その他施設内の環境衛生に関する事業
14. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を小松市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、36,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(自己の株式の取得)

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規定)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又はこの定款のほか、取締役会の定める株式取扱規定による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 定時株主総会は、毎年事業年度末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、予め取締役会の決議により定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

- ② 前項の取締役に事故があるときは、予め取締役会の決議により定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法、議決権の代理行使)

第15条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
- ③ 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。
- ④ 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

② 取締役の選任は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(取締役会の招集権者及び議長、招集通知)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、予め取締役会の決議により定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。但し、当該取締役に事故があるときは、予め取締役会の決議により定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

② 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

③ 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

② 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第24条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会の権限)

第25条 取締役会は、法令又はこの定款に定める事項のほか、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する。

(取締役会の運営)

第26条 取締役会の運営については、法令又はこの定款のほか、取締役会の定める取締役会規定による。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第29条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第30条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

(補欠監査役の選任に係る決議の効力)

第31条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第34条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。

- ② 監査役会の招集通知は、会日の5日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ③ 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会の権限)

第37条 監査役会は、法令又はこの定款に定める事項のほか、当会社における監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項を決定する。但し、個々の監査役の権限行使を妨げることはできない。

(監査役会の運営)

第38条 監査役会の運営については、法令又はこの定款のほか、監査役会の定める監査役会規定による。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第40条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第41条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第44条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第45条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第46条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第48条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

以上